

## 平成25年度 第2回市民参加及び協働推進委員会会議録

○日 時 平成25年7月18日(木) 午後7時00分～9時15分

○場 所 市役所1階 全員協議会室

○出席者

- ・星野信吾富士見市長
- ・委 員 岩田 仁委員長、高橋 さかえ副委員長、有賀 輝彦委員、  
五十嵐 洋太委員、遠藤 義輝委員、高橋 良江委員、野崎 義文委員、  
三木 ともね委員、吉田 紀子委員、吉原 智博委員(全員出席)
- ・事務局 協働推進課：新井課長、鈴木副課長、水口主査

○傍聴者なし

内 容	
1. 開 会	進行：新井課長
2. 委嘱状交	市長から委嘱状を交付。
3. 市長あいさつ	星野市長
4. 自己紹介	委員及び事務局職員の自己紹介
5. 議 題	
(1) 委員長及び副委員長の選任について	事務局から要綱第5条第2項を説明。 互選により、委員長に岩田委員、副委員長に高橋さかえ委員が決定した。
	事務局から要綱第6条を説明。 これより、岩田委員長が議長となり議事進行。
(2) 市民参加及び協働の推進について	事務局から自治基本条例と市民参加及び協働推進委員会条例について説明。
(3) 協議事項 自治基本条例の見直しについて	事務局から資料の説明。

委員長：さまざまな角度から検証する必要があるので、自治基本条例と逐条解説の両面の見直し作業を進めたい。皆さんが普段感じていることでよいので、自由な発言をお願いしたい。

事務局：制定から10年、第1回目の見直しから5年が経過しているため、修正部分は生じる。委員の立場で、日々の活動や経験を生かした率直な意見をいただきたい。また、1条文ずつ進め、自由な発言をもとに課題を整理し、次回の会議に確認を行うこととしたい。

事務局が自治基本条例前文、続いて、第1章 総則、(目的) 第1条と解説を読み上げた。

委員の意見はなし。

(定義) 第2条及び解説について

委員長：市民の定義の中に「団体等」とある。団体は何人からなのかという定義がうたわれていないということが過去にあったがいかがか。また、日本国憲法は学校教育で学ぶ。北海道のあるまちでは、自治基本条例の解説を小学校の授業でとりあげていると聞いた。富士見市でも自分たちのまちは自分たちの手でまちづくりを行っていきこうという市民参加・協働の意識づけが学校でできるといいと思う。また、在住する外国人市民が増えてきているが、言葉も文化も異なり、一般市民と同等の活動ができるかどうか心配がある。

第2章 基本原則 (情報の共有) 第3条及び解説について

委員長：現在の情報の提供については一方的な感がある。市は、その後の周知具合まで考慮しているかどうか。富士山世界遺産登録記念のうちの配布があったが、知らない市民の方が多かった。紙媒体はもちろん防災無線も利用して周知してほしい。

委員：視覚障がい者にとっては、聞くことが唯一の情報源である。現在、富士見市では広報と市議会だよりの音声CDを作成して、24名に配布しているが、このことは県内では少ない。24名以外にも必要な人がいるはず。また、市HPも音声サービスで取り組んでおりパソコンから聞ける。作成する側のやりがいと利用できる人の喜びと二重のメリットがあり、この素晴らしいサービスがあることを積極的にPRしてほしい。

(市民参加の原則) 第4条及び解説について

委員の意見はなし。

(協働の原則) 第5条及び解説について

委員の意見はなし。

第3章 市民の権利及び責務 (市民の権利) 第6条及び解説について

委員長：責務という言葉に重たい感があると聞いたことがある。また、解説の中に「子どもや女性、障害者外国人など個々の権利については、それらすべてのことについて、ここでは細かく規定できませんので、」とあるが、解説の中でこそ細かく規定したほうが良いのではないか。

(市民の責務) 第7条及び解説について

委員長：第2項は、市民人材バンクで取組んでいるものである。

委員：防災訓練については、小学校単位ではもちろんのこと中学校単位でも行えると、中学生に人助けの意識が生まれ、社会経験にもつながると思う。また、11小学校で行うよりも、6中学校のローテーションの方が開催の進行が早い。

委員：中学生も「市民参加」ができ、まちづくりにつながる。

(市議会の責務) 第8条及び解説について

委員：今年3月に市議会議員選挙が行われたが、41.27%という低い投票率になった。未投票者が多い結果となり、市議会の責務が果たされていないかどうかが疑問である。今後の市政に関心を持つような取組みとPRをし、この条例を生かさないと絵に描いた餅になってしまう。

委員長：市議会の活動に対して、一人ひとりの意識が高まるような政策が必要ではないか。

委員：議会基本条例が施行されたが、市民に浸透していない。

委員：議会報告会を行っているが、もっと積極的なPRが必要である。

委員長：議会のインターネット中継などを始めたが、パソコンを持ってない家庭や、パソコンの使い方がわからない人たちはどうするかというところが足りないのではないか。

(市の責務) 第9条と解説について

委員：審議会委員の公募はよく行っているが、各種行事での実行委員会委員の公募がない。行事の内容は委員によって決まるので、様々な市民が取組みに参加できると内容も良くなると思う。また、違う世代が集う仕組みがあると良い。

委員長：市民が参加しやすい仕組みづくりが必要である。

(市長の責務) 第10条と解説について

委員の意見はなし

(市職員の責務) 第11条と解説について

委員長：最近、DVによる外国人と日本人のトラブルが増加している。トラブルを解決できるようなDVに関する文言は必要ないかどうか。

(4) 次回の会議日程について

第3回 推進委員会 8月12日(月) 午後7時～

第4回 推進委員会 9月5日(木) 午後7時～

6. 閉 会 高橋さかえ副委員長